

一般の中小企業退職金共済事業における
退職金の未請求者に対する取組

建設業退職金共済事業における
共済手帳の長期未更新者に対する取組

○ 一般の中小企業退職金共済事業における退職金の未請求者に対する取組

平成18年度末時点において、退職して5年経過後も未請求となっている退職金は、昭和34年の制度発足以降、

- ・累計額で366億円（この間の支給額5兆8220億円に対し、0.63%）
 - ・件数で49万件（この間の支給件数855万6027件に対し、5.75%）
- となっている。

1 これまでの取組

中小企業退職金共済制度において、機構は事業主を契約相手とし、従業員とは直接の関係に立たないため、従業員の住所等の個人情報把握しておらず、当該情報は事業主が把握している。

本制度では、従業員の退職時に退職金請求書の入った退職金共済手帳を交付することを、事業主に義務づけているほか、機構においては、未請求者を発生させないようにするため、以下の取組を実施してきたところ。

①事業主に対する周知

事業主に対して送付する掛金振替結果のお知らせ文書、情報誌、機構のHP等のあらゆる機会を通じて、従業員への退職手続きの説明依頼を記載して注意喚起を行っている。

②手続の簡易化（平成8年）

退職金請求手続を容易にするため、退職金共済手帳の様式を簡便なものに改善した。

③事業主に対する退職金未請求者への連絡依頼（昭和58年～）

退職後3ヶ月間未請求の者について請求手続を促すよう、事業主に対して依頼を行っている。

④未請求期間が5年以内の未請求者に対する直接連絡（平成19年9月～）

平成14年度以降（5年時効の経過前）の未請求者について、事業主から住所等の連絡先を入手し、機構から直接、退職者に退職金請求手続を促す。

⑤相談窓口の設置（平成19年10月～）

未請求に関する相談に応じるため、フリーコールを設置した。

2 今後の取組

(1) 実施を予定しているもの

①事業主に対する退職金未請求者への連絡依頼の徹底

1 ③の依頼を行ってもなお請求のない未請求者について、再度、事業主に対して従業員に促すよう依頼する。

②高額未請求者に対する直接連絡

未請求期間が5年以上の未請求者のうち、退職金額が高額の者について、事業主から住所等の連絡先を入手し、機構から直接、退職者に退職金請求手続を促す。

(2) 実施を検討しているもの

①未請求期間が5年以上の未請求者に対する更なる対策

事業主から住所等の連絡先を入手し、機構から直接、退職者に退職金請求手続を促す等について検討する。

②被共済者に対する更なる周知

事業主に対し、被共済者の退職時に住所の提出を求めるなど、機構が直接、退職者の住所を把握し、連絡すること等について検討する。

(3) その他

・雇用保険トータルシステムからの情報提供要請

雇用保険トータルシステムでデータ管理を行っている適用事業所及び被保険者の情報から、現在、雇用保険の適用事業所の下で働いている被保険者である従業員について、連絡できるかを検討する。

(注)

- ・当該システムにおいては、被保険者番号、氏名、性別、生年月日によって被保険者に係る情報を管理しており、被保険者の住所等の連絡先は含まれていないため、本人の連絡先を直接把握することはできない。
- ・個人情報保護の観点からも、当該システムで把握している情報を第三者に本人の同意なく提供可能かどうかは課題。

3 支払備金の見直し

以上の取組の実施に併せ、現在、退職後5年を経過した退職金未請求者にかかる退職金額を支払備金（負債）から除外し収益化しているが、その一部又は全額を支払備金に再度計上することを検討する。

○ 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者に対する取組

建設業退職金共済制度においては、手帳1冊分(12ヶ月分)の証紙を貼り終えると更新を行うこととなっているが、長期間更新していない被共済者が存在し、平成18年度末において、掛金の納付月数が24月以上で、かつ、過去3年以上手帳の更新実績がない被共済者は、約41万人存在している。

1 これまでの取組

・長期未更新者の実態調査

現在、機構において、毎年度、共済契約者である事業主を通じ、前回の手帳更新から3年経過した長期未更新者の実態調査を行っている。その際、当該企業を退職している場合にはその者の連絡先の入手に努め、直接連絡を行うことにより、その実態に応じた退職金請求等の働きかけを行っている。

2 今後の取組

(1) 従業員に対する周知

パンフレットの配布や業界団体を通じて従業員に対する周知を徹底するなどの取組を推進するよう機構に対し指導する。

(2) 長期未更新者に対する調査の徹底

長期未更新者41万人のうち、これまで調査対象としてこなかった者についてさかのぼって調査することについて、機構の次期中期目標(平成20年度～)に盛り込むとともに、本年度においてもできるだけ速やかに作業に着手するよう、機構を指導する。

この41万人には制度が発足した昭和39年以降の長期未更新者のすべてが含まれており、その連絡先の把握が困難な場合も想定されるところではあるが、次期中期目標の期間中(平成24年度末)に実施できるよう指導する。

退職金未請求者に対する取組について

〔（独）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部〕

長期未更新者に対する取組について

〔（独）勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部〕

退職金未請求者に対する取組について

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

1. これまでの経緯

(1) 事業主に対する周知

事業主に対して送付する掛金振替結果のお知らせ文書、情報誌、機構のホームページ等のあらゆる機会を通じて、従業員が退職した場合には退職金請求手続きについて説明を依頼する旨を記載して注意喚起を行ってきた。

(2) 退職金共済手帳の改善

退職金請求手続き等を容易にするため、退職金共済手帳を分かりやすいものに改善した。(平成8年)

(3) 事業主に対する退職金未請求者への連絡依頼

退職後3か月経過しても未請求の者については、未請求者一覧表を事業主あてに送付し、退職者に請求手続きをするよう連絡を依頼している。(昭和58年～)

2. 今後の取組

(1) 既に着手しているもの

- ① 未請求期間が5年以内の未請求者に対する直接連絡(平成19年9月13日～)
 - ・ 平成14年度退職の未請求者について、事業主から住所等の連絡先を入手し、機構から直接、従業員に退職金請求手続きを促す取組を実施している。
 - ・ 引き続き平成15年度以降の未請求者について、同様の取組を行う。
- ② 相談窓口の設置
 - ・ 未請求に関する相談に応じるため、フリーコールを設置している。
(平成19年10月3日～)

(2) 今後、実施を検討しているもの

「機構の主要な事務及び事業の見直し案」を踏まえた実施を検討している。

- ① 被共済者に対する周知
 - ・ 加入時に、中退共制度に加入したことについて事業主を通じて従業員に通知すること等
- ② 被共済者の住所等の把握
 - ・ 事業主に対し、被共済者の連絡先の提出を求めるなどして退職者の情報を把握し、機構から直接未請求者に連絡すること等
- ③ 退職後5年以上の未請求の者に対する対策

年度別退職金等支給及び時効処理状況

	退職金支給状況 (A)		未請求時効処理 (B)		時効後支給 (C)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	千円	件	千円	件	千円
元年度	192,818	105,778,258	9,421	842,776	323	77,492
2年度	209,573	121,143,079	9,709	855,784	412	107,984
3年度	223,804	140,006,312	10,484	921,148	401	113,251
4年度	229,964	157,195,427	12,451	1,068,715	441	130,982
5年度	241,597	183,131,803	14,313	1,372,673	472	173,700
6年度	260,065	219,233,575	15,888	1,532,570	530	177,933
7年度	266,781	247,517,381	17,252	1,872,962	483	168,302
8年度	276,183	271,902,180	17,060	2,047,743	509	200,448
9年度	295,432	312,323,745	15,265	2,181,321	678	246,937
10年度	304,423	343,381,168	14,071	2,160,961	633	256,246
11年度	297,691	353,918,332	13,637	2,419,134	655	271,985
12年度	303,442	365,438,507	12,334	2,377,979	675	249,883
13年度	325,677	404,014,064	12,339	2,459,372	601	334,384
14年度	334,502	423,767,951	13,128	2,666,155	647	371,507
15年度	304,601	387,552,925	11,604	2,654,073	782	413,742
16年度	283,360	353,599,444	10,292	2,416,746	573	360,528
17年度	272,172	334,678,959	9,269	2,362,739	509	351,396
18年度	278,239	350,326,407	8,529	2,317,036	534	427,423
合計	8,556,027	5,822,128,132	506,390	41,323,241	14,139	4,733,607

(B) の合計 - (C) の合計

18年度末現在の時効処理後の未請求累計 492,251件 36,589,634千円

- ※ 合計の欄は制度発足（昭和34年度）以来の累計である。
- ※ (B)欄の未請求時効処理分は、当該年度に時効処理したものである。
- ※ (C)欄の時効後支給は、過去に時効となっているもの（当該年度の時効分の支払ではない）について、その年度に支払ったものである。
- ※ 18年度末現在の時効後未請求未支給となっているのは、492,251件 36,589,634千円であり、支払った退職金累計額5兆8,220億円に対する割合は、0.63%である。

未請求（時効）金額階級別件数表

退職金・解約手当金 階級(万円)	合 計	
	件数	構成比(%)
以上 未満		
1,000 以上	5	0.00
500 ～ 1,000	82	0.02
300 ～ 500	299	0.07
100 ～ 300	3,485	0.80
50 ～ 100	8,915	2.06
10 ～ 50	70,532	16.26
5 ～ 10	43,176	9.96
1 ～ 5	173,341	39.97
1 未満	133,858	30.86
合計	433,693	100

(注1) 昭和43年度以降の退職者分である。

(注2) 昭和43年度以前を含んだ合計は 約49万件 累計366億円 平均約7万円

(注3) 時効分の最高金額は 13,206,080円である。

退職金等未請求者(平成14年度)に対する対応状況

1. 対象共済契約者宛の情報提供依頼文書の発送状況

文書発送	所 数	人 数
件 数	5,831所	8,148人

※平成14年度の対象共済契約者に対して、9月以降順次発送済

2. 第1期の情報提供依頼に関する状況(平成19年11月19日現在)

文書発送対象数		回 答 あ り		
			住所情報 あり	住所情報 なし
所 数	1,078所	549所	413所	136所
人 数	1,495人	664人	489人	175人

※上記1のうち第1期(9月～10月初旬発送分)の対象事業所に対して、情報提供依頼文書を発送した状況

3. 第1期の情報提供に基づく被共済者への対応状況(平成19年11月30日現在)

文書発送対象数	回 答 あ り		住所不明 (戻り分)
		請求書 あり	請求書 なし
430人	216人	28人	188人
			51人

※上記2で情報提供のあった被共済者数 489人のうち 430人に対して請求手続きを促す文書発送

長期手帳未更新者に対する取組について

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

1. 長期手帳未更新者と退職金未請求者との関係について

- (1) 建退共制度においては、建設業で働く期間雇用者を対象とし、共済手帳に事業主が就業日数分の共済証紙を貼付し、1年分（250日）の共済証紙を貼り終えたときに共済手帳を更新することとされている。このため、個々の労働者ごとの就労日数によって、共済手帳の更新時期が異なることとなり、長期間、手帳が未更新となっている者も相当数存在することは事実である（参考参照）。
- (2) 建退共制度は、業界退職金制度であり、被共済者が建設業界を引退した場合に退職金が支払われることとされているが、長期未更新者が建設業を一時的に休業しているのか、あるいは最終的に建設業界から引退しているのかについては、被共済者本人の意思にかかることであり、したがって、長期未更新者が必ずしも退職金の未請求者であるということではない。

（参 考）

平成18年度末現在において、退職金の受給資格があり（掛金納付月数が24月以上）、かつ、3年間以上手帳が未更新の者の総数 約41万人

2. 長期手帳未更新者に対する対策

建退共制度は、上記のように業界退職金制度であり、被共済者が事業所を転々と移動することを前提としていることから、退職金の確実な支払いのためには、被共済者本人からの請求が不可欠である。このため、機構においては、従来より、下記のとおり、被共済者、契約者等に対し、退職金の支給要件に該当する場合には、速やかに退職金の請求をすべきことの周知を図ってきたところであるが、「機構の主要な事務及び事業の見直し案」における指摘事項を踏まえ、今後、より一層その取組の強化に努めてまいりたい。

- ① 平成9年度より、毎年、長期未更新者調査を実施し、被共済者に退職金の請求をすること等を要請
- ② 共済手帳、パンフ、チラシ等により退職金の支給要件を明記するとともに、要件に該当する場合には適宜請求することを要請
- ③ 建退共ホームページに、手帳に貼付されている証紙の金額、枚数を入力すれば、退職金の概算額を試算できるシステムを掲載
- ④ 平成16年度より、新規加入の被共済者に対し、直接、建退共制度に加入した旨の通知を実施
- ⑤ 平成19年11月に退職金請求の手続き等についての注意喚起をホームページに掲載

長期未更新者調査結果

調査対象件数 (被共済者)	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	31,014 (100.0%)	31,259 (100.0%)	33,059 (100.0%)
現在も調査対象事業所で働いている者	14,359 (46.3%)	8,618 (27.6%)	9,704 (29.4%)
調査対象事業所は退職したが住所が判明した者(退職金請求等の手続を要請済)	2,747 (8.9%)	6,892 (22.0%)	7,530 (22.8%)
住所不明等	13,908 (44.8%)	15,749 (50.4%)	15,825 (47.9%)
退職金支給件数	1,258	1,700	2,033

- ・調査対象は前回手帳更新した時から3年後の年度末まで手帳の更新がない者
(例 平成18年度調査対象者は、平成14年度に手帳の更新をした者で平成17年度末までに更新がない者)
- ・退職支給件数は、本調査を契機として、その年度内に退職金支給に至った件数
- ・平成17年度、平成18年度の調査においては、当初の郵送による照会は無回答の企業に対し、電話による再調査を実施している。

独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務
及び事業の改廃に関する勧告の方向性

勤労者退職金共済機構の勧告の方向性概要

確実な退職金支給のための取組

中小企業退職金共済事業

○未請求退職金の発生防止対策の実施

例えば、

- ・加入時の被共済者の住所把握
- ・本人への直接通知

○累積した未請求退職金縮減対策の実施

例えば、

- ・早期に住所等を把握し、退職金の受給資格がある旨等を直接本人に通知する方策等について検討

特定業種退職金共済事業

○退職金の確実な支給のための取組

例えば、

- ・共済手帳が未更新となっている者の住所等連絡先の把握

○確実な共済証紙の貼付のための取組の推進 (建設業退職金共済事業について記載あり)

○退職金支給要件の見直しの検討 (建設業退職金共済事業について記載あり)

効率的・効果的な運営の実施

○欠損金の発生防止

・「累積欠損金解消計画」に沿った着実な解消

・予定運用利回りの的確な変更

○業務実施体制の効率化

・資産運用業務及びシステム管理業務の一元化

・適格退職年金からの移行業務の担当組織の廃止

○保有資産の見直し

・機構ビル及び別館の移転の可能性等の検討

・職員宿舍の土地の売却等

独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 中小企業退職金共済事業における未請求退職金の縮減等

(1) 未請求退職金の発生防止及び縮減のための取組の強化

退職金共済事業の運営においては、被共済者に退職金を確実に支給することが極めて重要であるが、多くの未請求退職金が発生しており、退職後5年以上経過した未請求退職金に限っても、毎年度新たに8,000件以上（平成18年度において8,529件、退職金額23億1,700万円）発生している状況であり、昭和34年度から平成18年度までの累計で49万件、退職金額365億9,000万円に達している。

このため、未請求退職金の発生を防止する観点から、勤労者退職金共済機構では、昭和58年度から、事業主に対し退職後3か月経過しても請求のない退職金の受給資格を有する者へ退職金を請求するよう連絡することを要請してきたが、上述のとおり、毎年度新たに8,000件以上の未請求退職金が発生していることから、例えば、

- ① 建設業退職金共済事業において実施している取組と同様に、加入時に被共済者の住所を把握すること及び退職金共済に加入したことを本人へ通知すること、
- ② 退職時に事業主が提出する被共済者退職届に当該被共済者の住所等連絡先を記載させるとともに、勤労者退職金共済機構から本人に対し、退職金の受給資格がある旨及び必要な手続について通知すること

など、具体的な対策を早急に講ずるものとする。

また、累積した未請求退職金を縮減する観点から、勤労者退職金共済機構では、平成19年度から新たに、年度末までに未請求の期間が5年に達する退職金受給資格

者に対し、事業主から住所等連絡先を入手し直接本人に退職金の請求を行うよう通知する取組を開始しているが、この取組の対象は累積した未請求退職金の一部に限定されていることから、

- ① 関係者への周知広報の在り方を見直すとともに、
- ② 例えば、退職後5年を待たず早期に退職金受給資格者の住所等連絡先を把握し、退職金の受給資格がある旨等を直接本人に通知する方策等について検討するなど取組の強化を図るものとし、次期中期目標等において未請求退職金の具体的な縮減目標と縮減計画を定めて着実に実施するものとする。あわせて、既に5年以上経過しているものについても住所等連絡先の把握のための方策等について検討し、次期中期目標等において、具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に実施するものとする。また、これらの取組について、毎年度、進捗^{ちよく}状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うものとする。

(2) 支払備金の見直し

被共済者の退職により支給が見込まれる退職金の支払備金への計上については、5年間とされているが、退職後5年以上経過していても実際には請求があれば退職金が支給されており（平成18年度：支給実績534件、退職金額4億2,700万円）、また、未請求退職金の縮減の取組によって、当面は退職金の支給が増加すると想定されることから、退職後5年以上経過してからの退職金の支給に要する見込額を推計し、これを支払備金に計上するものとする。

2 建設業退職金共済事業における退職金の確実な支給

(1) 退職金の確実な支給のための取組の強化

建設業退職金共済事業における退職金の支給については、退職金の受給資格を有しながら退職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）が3年以上未更新となっているものが41万件（平成18年度末現在）存在しており、この41万件の中には、退職金の受給資格を有する者が既に建設業から引退しているなど退職金が未請求となっているものが相当数あるものと考えられる。

勤労者退職金共済機構では、毎年度、共済手帳の未更新期間が3年に達する者の現況を把握するとともに退職金の受給資格を有する者については未請求退職金かど

うか確定するため、事業主を通じて把握した本人の住所にあてて退職金の請求手続等を要請する取組を行っているが、住所不明等で文書の送付ができない者が直近の平成18年度調査において5割を占めていること、また、確実な退職金支給のために、16年度から新たに加入時に被共済者の住所を把握するとともに、被共済者となったことを本人に通知する取組を行っているが、この取組が有効なのは16年度以降新規に加入した者に限られることなど、現行の対策では不十分となっている。

このため、例えば、共済手帳が未更新となっている者の住所等連絡先を把握し退職金が未請求となっている者を確定して退職金の受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給のための取組の強化を図るものとし、次期中期目標等において、具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に実施するものとする。また、毎年度、進捗^{ちよく}状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うものとする。

(2) 退職金共済証紙の確実な貼付のための取組の推進

共済手帳への退職金共済証紙（以下「共済証紙」という。）の確実な貼付については、特殊法人に関する行政評価・監視結果（平成14年1月総務省行政評価局）に基づき、総務大臣から厚生労働大臣に対し、共済手帳への共済証紙の未貼付について改善を図るよう勧告されており、勤労者退職金共済機構では、共済証紙の確実な貼付のため、手帳更新の手続を2年間行っていない事業主に対して手帳更新などの適切な措置を講ずるよう要請等を行っている。

共済手帳への共済証紙の未貼付については、毎年度末現在における掛金収納額（累計）と共済手帳への共済証紙貼付の確認額（累計）との差額は年々減少してきているものの、平成18年度末現在で1,282億円存在し、この中にはなお未貼付となっているものがみられることから、引き続き共済証紙の確実な貼付のための取組を推進するものとし、次期中期目標等において、具体的な取組と数値目標を設定するものとする。また、毎年度、進捗^{ちよく}状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うものとする。

3 建設業退職金共済事業における退職金の支給要件の見直し等

建設業退職金共済事業については、平成18年度末現在、928億円の利益剰余金が発

生しており、利益剰余金の発生要因の一つとして、前述の特殊法人に関する行政評価・監視の結果においては、掛金納付月数が24か月に満たない場合は掛金が掛け捨てとなることなども影響しているとされていること、中小企業退職金共済事業では12か月で退職金の受給資格が得られることを踏まえて、退職金の支給要件である掛金納付月数の緩和を検討するものとする。

なお、利益剰余金が多額になっていることから、その有効活用策について、利益剰余金の原資が過去に納付された掛金、過去に交付された国からの補助金及びそれらの運用益であることも踏まえ、厚生労働省において、外部の有識者の意見も聴取しつつ検討するものとする。

4 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における退職金の確実な支給

清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における退職金の支給については、建設業退職金共済事業の場合と同様に退職金の受給資格を有しながら共済手帳が3年以上未更新となっているものが、清酒製造業退職金共済事業で7,215件（平成18年度末現在）、林業退職金共済事業で5,395件（同）存在しており、各々の加入被共済者数に占める割合は建設業退職金共済事業の場合と同程度又はそれ以上となっていること（建設業15%、清酒製造業22%、林業13%）から、両退職金共済事業についても、上記2の建設業退職金共済事業の場合と同様に共済手帳未更新者の住所等連絡先の把握等による退職金の確実な支給に取り組むものとする。

5 欠損金の発生防止

予定運用利回りと実際の運用利回りとの差から、中小企業及び林業の各退職金共済事業において生じている累積欠損金については、平成17年度に勤労者退職金共済機構が策定した「累積欠損金解消計画」に沿った着実な解消を図るものとする。

また、新たな欠損金の発生を防止するためにも、各退職金共済事業の予定運用利回りの変更を必要に応じて、随時、的確に行うものとする。

第2 組織面の見直し

1 内部統制の強化等業務運営体制の見直し

勤労者退職金共済機構については、過去に未請求退職金の存在が指摘されていなが

ら、その解消に向けた有効な対策が講じられ成果が上がっているとは言い難いことなどを踏まえ、各退職金共済事業を適切に運営する観点から、内部統制の強化を含む業務運営体制の見直しを行うものとし、次期中期目標等に具体的な取組を定めるものとする。

2 業務実施体制の効率化等

勤労者退職金共済機構の業務運営については、中小企業、建設業、清酒製造業及び林業の各退職金共済事業が統合されたメリットを最大限に発揮して、効率化を図る観点から、業務・システム最適化計画の実施に併せて、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行うものとする。また、

- ① 各退職金共済事業に共通する加入受付業務、退職金給付業務等の業務・システム最適化計画をも踏まえた業務手順等の共通化、帳票類の統一化、
 - ② 平成 23 年度末までの時限措置である適格退職年金からの移行業務の担当組織の廃止、
 - ③ 各退職金共済事業の電話対応業務の一元化の検討
- などにより、業務実施体制の効率化や人員及び経費の縮減を図るものとする。

第3 保有資産の見直し

勤労者退職金共済機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、次期中期計画期間中に、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を考慮の上、早急に検討を行う。
- ② 松戸宿舎及び越谷宿舎については、建物調査の結果も踏まえつつ、次期中期目標期間中のできるだけ早期に売却等の方向で検討するとともに、既に廃止された川越職員宿舎の土地については、平成 19 年度中に売却処分する。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、勤労者退職金共済機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で106.8となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 勤労者退職金共済機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場

合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。